吸収合併に関する事後開示事項

東京都品川区上大崎二丁目 10 番 43 号 ホーチキ株式会社 代表取締役社長執行役員 細井 元

当社は、2023年12月25日付でホーチキエンジニアリング株式会社(以下、「吸収合併 消滅会社」という。)との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生 日として、吸収合併(以下、「本合併」という。)を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

- 1. 吸収合併の効力が生じた日 2024 年 4 月 1 日
- 2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過
- (1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、本合併をやめることの請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 28 日付で官報にて公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、所定の期間内に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

- 3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過
- (1) 吸収合併をやめることの請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年2月28日付で官報にて公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、所定の期間内に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他一切の権 利義務を承継いたしました。

- 5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面 別紙のとおりです。
- 6. 変更の登記をした日 2024 年 4 月 12 日までに本合併に関する変更登記申請を行う予定です。
- 7. 上記の他、吸収合併に関する重要な事項 該当事項はありません。

以 上

吸収合併に関する事前開示事項

東京都中央区日本橋本町三丁目9番4号 ホーチキエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 國井 和己

当社を吸収合併消滅会社、ホーチキ株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うに際して、会社法 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき開示すべき事項は下記のとおりです。

記

- 1. 吸収合併契約の内容 別紙1のとおりです。
- 2. 合併対価の相当性に関する事項 完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
- 3. 合併対価について参考となるべき事項 該当事項はありません。
- 4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項 該当事項はありません。
- 5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会 社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

なお、吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

以上



吸収合併契約書

ホーチキ株式会社(以下「甲」という)およびホーチキエンジニアリング株式会社(以下「乙」という)は、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (合併の方法)

- 1. 甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併(以下「本合併」という)を行う。
- 2. 本合併に係る吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号および住所は以下のとおりである。
 - (1)吸収合併存続会社

商号:ホーチキ株式会社

住所:東京都品川区上大崎二丁目10番43号

(2)吸収合併消滅会社

商号:ホーチキエンジニアリング株式会社

住所:東京都中央区日本橋本町三丁目9番4号 日幸小津ビル6階

第2条(合併に際して交付する金銭等およびその割当てに関する事項)

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対して、 甲の株式またはこれに代わる金銭等の交付は行わない。

第3条(甲の資本金および準備金に関する事項)

本合併により、甲の資本金および準備金は増加しない。

第4条(効力発生日)

本合併の効力発生日は、2024年4月1日とする。ただし、本合併手続の進行に応じ、 必要があるときは、甲乙協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第5条 (株主総会の承認等)

- 1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を経ずに本合併を行う。
- 2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を経ずに本合併を行う。

第6条 (会社財産の承継)

乙は、効力発生日における一切の資産、負債および権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条 (会社財産の管理等)

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、 それぞれその業務の執行および財産の管理運営を行い、その財産または権利義務に重大 な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第8条(従業員の処遇)

甲は、乙の従業員を本合併の効力発生日をもって、甲の従業員として引き継ぐ。

第9条(合併条件の変更および合併契約の解除)

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、その他必要があるときは、甲乙協議し合意のうえ、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

2023年12月25日

甲:東京都品川区上大崎二丁目10番43号 ホーチキ株式会社 代表取締役社長執行役員 細井 元

乙:東京都中央区日本橋本町三丁目9番4号 日幸小津ビル6階 ホーチキエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 國井 和己

貸 借 対 照 表

(2023年 3月31日現在)

会社名:ホーチキエンジニアリング株式会社

(単位:千円)

会社名:ホーチギエンジニアリンク株式会社 資産の部		(単位:十円) 負債の部	
科目	金額	科 目	金額
流動資産	269,146	流動負債	144,516
現金及び預金	1,345	買掛金	105,149
売掛金	101,848	未払金	2,437
未成工事支出金	47,029	工事未払金	12,204
前払費用	1,396	未払費用	4,760
仮払金	162	未払法人税等	4,298
預け金	117,365	未払事業税	1,340
		未払消費税等	6,415
		未成工事受入金	7,445
		預り金	463
固定資産	19,700	固 定 負 債	20,687
有形固定資産	1,988	退職給付引当金	18,354
建物付属設備	1,186	役員退職慰労引当金	2,333
車両運搬具	161		
工具器具備品	640		
無形固定資産	291		
電話加入権	291		
		負 債 合 計	165,204
投資その他の資産	17,421	純資産の部	
長期前払費用	7	株 主 資 本	123,643
長期未収入金	279	資本金	40,000
敷金	9,604	利益剰余金	83,643
繰延税金資産	7,799	利益準備金	3,133
その他	10	その他利益剰余金	80,509
貸倒引当金	△ 279	別途積立金	0
		繰越利益剰余金	80,509
		純 資 産 合 計	123,643
資 産 合 計	288,847	負債•純資産合計	288,847